

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウイズ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職務を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬（給与、賞与、退職慰労金）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
  - (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
  - (3) 退職慰労金 別表3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 給与 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第30条の規定に準じて支給)
  - (2) 賞与 毎年7月及び12月
  - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後8か月以内
- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
  - 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合には、別に定める社会福祉法人ウイズ福祉会旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第 10 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬) 別記「社会福祉法人ウイズ福社会給与規程」に準ずる。

役職名	報酬の額
理事長	7,500 千円以内 (年額)
常務理事	6,000 千円以内 (年額)

別表 2 (常勤理事の賞与) 別記「社会福祉法人ウイズ福社会給与規程」に準ずる。

7 月の賞与	報酬月額 × 支給係数 (0.5~2.5 ヶ月分) × 在職係数 × 評価係数
12 月の賞与	報酬月額 × 支給係数 (0.5~2.5 ヶ月分) × 在職係数 × 評価係数

別表 3 (常勤理事の退職金計算式)

①独立行政法人福祉医療機構の場合

$$\text{計算基礎額 A} \times \text{支給乗率 B}$$

A : 退職前 6 か月間の基本給の平均の月額を計算基礎表にあてはめ、計算基礎額を決める。

B : 被共済職員期間を支給乗率表にあてはめ、支給乗率を求める。

※被共済職員期間とは、在籍期間のなかで勤務日数が 10 日を超える月を合計し、

これを年数換算した期間です。

②中小企業退職共済の場合

基本退職金 × 付加退職金

基本退職金：掛金月額と掛金納付月数に応じて法令で定められている金額

付加退職金：運用利回りが予定運用利回りを上回った場合、上積みするもので、掛金納付月数の43か月目とその後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで類型した総額

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

役 職	内 容	報酬 (日額)
理 事	理事会等会議への出席	6,000 円
監 事	理事会・評議員会 監事監査等への出席	6,000 円

別表 5 (評議員の報酬)

内 容	報酬 (日額)
評議員会等への出席	6,000 円